

第 20 回
幕別町・忠類村合併協議会
会 議 録

平成 1 7 年 8 月 5 日

幕別町・忠類村合併協議会

第20回幕別町・忠類村合併協議会

議事日程

第20回幕別町・忠類村合併協議会

(平成17年8月5日 14時56分 開会)

日程第1	開会	4分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	5分
日程第3	報告第31号 条例の整備状況について	6分
日程第4	調整結果報告第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて	7分
日程第5	調整結果報告第12号 特別職の身分の取扱いについて	8分
日程第6	調整結果報告第13号 使用料・手数料等の取扱いについて	15分
日程第7	調整結果報告第14号 国民健康保険事業の取扱いについて	16分
日程第8	調整結果報告第15号 介護保険事業の取扱いについて	17分
日程第9	調整結果報告第16号 児童福祉事業の取扱いについて	17分
日程第10	調整結果報告第17号 下水道関係事業の取扱いについて	18分
日程第11	調整結果報告第18号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	19分
日程第12	第21回協議会の開催期日について	20分
日程第13	閉会	21分

会 議 録

第20回幕別町・忠類村合併協議会

1. 開催年月日 平成17年8月5日
2. 招集の場所 忠類村コミュニティセンター講堂
3. 開会 8月5日 14時56分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (20名)
会 長 幕別町 岡田和夫
副会長 忠類村 遠藤清一
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨藤太郎 佐々木芳男 多田順一
若原輝男 瀬上良明 吉村学 宮本真由美
忠類村 邊見敏夫 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫
村上富二 小原喜久雄 加藤修治 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (2名)
幕別町 杉山勝彦
忠類村 杉坂達男
7. 幹事
幕別町 助役 西尾治 企画室長 佐藤昌親 総務部長 菅好弘
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
8. 専門部会
幕別町 総務課長 川瀬俊彦(総務部会長)
企画室参事 羽磨知成(企画部会長)
町民課長 田村修一(住民部会長)
水道課長 橋本孝男(上下水道部会長)
学校教育課長 八代芳雄(教育部会長)
忠類村 保健福祉課長 米川伸宣(保健福祉部会長)
9. 事務局
事務局長 佐藤昌親 事務局次長 上野寛
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 和田智旭
計画調整班長 原田雅則 計画調整班員 細澤正典 甲谷英司 西明正博
10. 報告
報告第31号 条例の整備状況について
11. 調整結果報告
調整結果報告第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて
調整結果報告第12号 特別職の身分の取扱いについて

- 調整結果報告第13号 使用料・手数料等の取扱いについて
- 調整結果報告第14号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 調整結果報告第15号 介護保険事業の取扱いについて
- 調整結果報告第16号 児童福祉事業の取扱いについて
- 調整結果報告第17号 下水道関係事業の取扱いについて
- 調整結果報告第18号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて

12. 会議録署名委員の指名

幕別町 瀬上良明 吉村学

11. 傍聴人 (9人)

議事の経過

(平成17年8月5日 14時56分 開会)

[開会]

議長(岡田和夫) 開会に先立ちまして一言ご挨拶させていただきます。

久しぶりにお会いするわけでありませうけれども、皆さん方、日ごろ、それぞれのお立場でご活躍いただいておりますことに敬意を表しますとともに、いろいろな面でお世話になっておりますことに、改めて感謝とお礼を申し上げます。

本日は大変暑い中、そして皆さんそれぞれお忙しい中、第20回の協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今年は例年に比べて天候が不順だというようなことで、農作物の成育状況も若干^{ゆうりょ}憂慮されているというふうに伺っております。

ちょうど今日、小麦の収穫時期を迎えまして、実は今日の午前中、本保護長と農業委員会の会長と私とで町内の小麦の収穫状況を見させていただきました。幕別町内およそ4,200ヘクタールぐらいの小麦の作付けがあるわけでありませうけれども、幕別農協の発表によりますと、昨日現在で、幕別町全体で24%ほどの収穫が終わったということでありませう。

今日、いろいろ見せてもらい、あるいは話を聞かせてもらいましたら、大変天気がいいので、今日は一挙に進むだろうと。

札内農協あたりは一挙に50%ぐらいまではいくのではないかというような話をしておりました。

倒伏^{とうふく}が多くて大変憂慮されたのですけれども、何とか昨年並の収量、品質が若干落ちるのでないかというような話もありましたけれども、私どもといたしましては何とかこの後も好天が続いて、無事、小麦の収穫が終わるように願っているところでありますし、また、小麦のみならず、いろんな農作物が皆さんとともに^{ほうじょう}豊穰の秋を迎えられるなというふうに願っているところでもあります。

さて、早いもので、市町村合併、いよいよ来年2月6日まで、今日が8月5日ですから、数えますとちょうど半年ということになるかというふうに思います。

後ほど、事務局の方から報告がありますけれども、7月8日には知事の合併決定がなされました。

同日付で、北海道知事から総務大臣の方へ届出が行われたということでありませう。

総務省は今月中に総務大臣の告示が行われる見込みであるというふうに伺っております。このように、2町村の合併手続が順調に進められております。一重にこ

れは皆さん方のお力添えの^{たまもの}賜と、改めてお礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは、半数以上の出席をいただきましたので、規約第10条第1項の規定により、ただいまから第20回幕別町・忠類村合併協議会を開催いたします。

本日は、お手元に配付の日程表のとおり、報告1件、調整結果報告8件につきまして、ご協議をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

暑いので上着を脱がせていただきます。

[署名委員の指名]

議長（岡田和夫） 日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、幕別町の瀬上委員、吉村委員を指名いたします。

[諸般の報告]

議長（岡田和夫） 次に、事務局より、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（佐藤昌親） 幕別町の杉山委員、忠類村の杉坂委員から、欠席される旨のご連絡をいただいております。

次に、5月25日に開催されました第19回協議会後の経過につきまして、ご報告申し上げます。

3月15日に、岡田町長と遠藤村長が十勝支庁に出向き、十勝支庁長に北海道知事宛の合併申請書を提出したことにつきましては、既にご報告させていただいたところではありますが、その後、北海道におきましては、7月1日に道議会の議決、7月8日に知事の合併の決定が行われたところでもあります。

また、同日付で知事から総務大臣への届出もなされており、8月中には総務大臣の合併告示がなされる見込みとなっているところでもあります。

この大臣告示によりまして、法的に合併の効力が生ずることとなり、町村議会の議決から始まりまして、一連の法的な手続がすべて終了することとなるものであります。

次に、本協議会の廃止に係る2町村議会への議案の提出及び忠類村の編入に伴う^{まち}町の区域の新設に係る幕別町議会への議案の提出につきましては、いずれも第3回定例議会を予定しているところでもあります。

協議会の廃止につきましては、平成18年2月5日をもって廃止する内容の議案であります。

また、町の区域の新設につきましては、忠類村の現行15の^{あざ}字を19の^{まち}町として幕別

町に新設する内容の議案であります。

次に、合併準備に伴う予算につきましては、合併記念式典、議場の改修、公共施設等の看板の書換え、備消耗品の購入、村名・字名改称に伴う費用に対する助成など、多岐に及ぶものと想定しているところでありますが、これらの経費につきましても、できる限り第3回定例議会に補正予算案を提出し、準備に万全を尽くすこととしているところであります。

以上でございます。

[報告第31号 条例の整備状況について]

議長（岡田和夫） それでは、日程第3、報告第31号、「条例の整備状況について」を議題といたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局長。

局長（佐藤昌親） 報告第31号、「条例の整備状況について」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

条例、規則、規程、要綱等の、いわゆる「例規」の整備につきましては、これまでの合併協議の言わば集大成ともいえるものであります。

編入合併により、忠類村の例規につきましては、合併の日の前日をもって全て失効することになりますので、合併後も引き続き必要となる例規を幕別町の例規として整備することや、合併協議の結果を例規の中に表すことが必要となりますことから、例規の整備を行うものであります。このうち、条例につきましては、その大半が、9月の第3回幕別町議会定例会に提出されることとなるものであります。

7月25日現在におきまして、整備を予定しております条例は、全部で140本となっておりますが、その内訳は、制定24本、改正100本、廃止15本、未定1本であります。

このうち、「1の制定条例」につきましては、ナウマン象記念館や忠類診療所・歯科診療所など、忠類村のみに設置されております公の施設に関する条例や、合併協議の結果、新たに設置することとなりました、地域住民会議や地域担当助役、まちづくり基金などに関する条例が主なものであります。

次に、「2の改正条例」につきましては、幕別町と忠類村の双方に同種の公の施設があり、これを幕別町の条例に追加するものや、協議結果に沿った内容に改正するもの、更には、合併に伴う経過措置を設けるものなどが主なものであります。

次に、「3 廃止条例」につきましては、協議の結果、廃止するとされた事務事業や基金に関する条例が主なものであります。

最後に、「4 未定」につきましては、未だ調整結果としてご報告するに至って

おりません、議会議員の期末手当に関する条例であります。

2ページから4ページにつきましては、整備を予定しております条例ごとに、名称及び整備区分について、一覧表として整理させていただいたものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 事務局より説明が終わりましたので、ご質問、ご意見をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問、ご意見がありませんので、報告第31号、「条例の整備状況について」は、報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、報告第31号は、原案のとおり承認されました。

[調整結果報告第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第4、調整結果報告第11号、「一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長（佐藤昌親） 調整結果報告第11号、「一般職の職員の身分の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

第6回及び第14回協議会において決定されました調整方針のうち、職員の種類及び役職、諸手当、退職勧奨制度につきまして、別紙のとおり、調整の結果をご報告いたします。

6ページをご覧ください。

職員の種類及び役職につきましては、「合併時に再編する」となっておりましたが、職員の種類を事務吏員、技術吏員、その他の職員の3種類に分け、幕別町の役職を基準に、今後想定される役職に整理し、右の調整結果欄のとおりとするものであります。

7ページをご覧ください。

諸手当のうち住居手当につきましては、「自己所有に属する住宅については、管内の状況を勘案し、合併時に再編し、借家・借間については、忠類村の例により、合併時に統合する。」となっておりましたが、自己所有につきましては月額1万4,000円、借家・借間につきましては国の基準どおりの額とするもので、幕別町におきましては、本年4月から調整結果のとおり改正がなされているところであります。

す。

退職勧奨制度につきましては、「幕別町の例を基準に、合併時に再編する。」となっておりましたが、合併当初における円滑な勧奨退職を促すため、合併の日から平成20年3月31日までの間に限り、幕別町の現行制度である3号給に2号給を加えた5号給の特別昇給を行おうとするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受けいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、調整結果報告第11号、「一般職の職員の身分の取扱いについて」は、報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、調整結果報告第11号は、報告のとおり承認されました。

[調整結果報告第12号 特別職の身分の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第5、調整結果報告第12号、「特別職の身分の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長（佐藤昌親） 調整結果報告第12号、「特別職の身分の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

第6回、第14回及び第16回協議会において決定されました調整方針のうち、「その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期及び報酬額等」につきまして、別紙のとおり、調整の結果をご報告いたします。

なお、点線を引いております調整方針3「議会議員の報酬額等」及び4「行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数及び任期」につきましては、次回以降の協議会でご報告させていただくこととしております。

10ページをご覧ください。

「その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期及び報酬額等」につきましては、「2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものは、合併時まで調整する。」となっておりましたが、調整に当たりましては、これらの附属機関等が属することとなる執行機関たる教育委員会や選挙管理委員会などの行政委員会の取扱いを基本に据えて、調整を図

ったところでありますので、まず、この点につきましてご説明申し上げます。

今回の合併は編入合併でありますので、執行機関につきましては、合併時には、幕別町の執行機関のみが存続することとなり、農業委員会委員を除き、在任特例や定数特例といった特例措置は一切ありません。

従いまして、これら執行機関に属する附属機関につきましても、「地域バランスに配慮した委員の任命を行うことにより、幕別町の現行定数を増やさない」ということを原則としたところであります。

なお、合併期日以後、旧忠類村からの委員が長期間皆無となることを避けるため、ほとんどの附属機関につきましては、幕別町の現委員の任期に限り、定数を増員するための経過措置を講ずることとしたところであります。

11ページから21ページにかけて「その他の条例で定める特別職」といたしまして、33の機関を記載しております。

このうち、先に説明いたしました「原則」によらず、委員定数を増員することとした附属機関が三つあります。

一つ目は、16ページ下段の廃棄物減量等推進審議会であります。

ごみ処理に関しましては、新町においてごみの分別、回収方法、ごみ処理手数料の統一など、住民生活や住民負担に密接に関係する事項について検討しなければならないなどのことから、これらの課題が解決するまでの期間を目処に、定数を10人以内から13人以内に3人増員するものであります。

二つ目は、20ページ上段の育成牧場運営委員会ではありますが、新町の基幹産業となる農業、とりわけ、畜産が大部分を占める旧忠類村の農業事情を踏まえ、町営牧場の果たす役割が重要なことから、名称を「町営牧場運営委員会」と改称の上、定数を10人から12人に2人増員するものであります。

三つ目は、21ページ下段の社会福祉委員ではありますが、社会福祉委員につきましては、都道府県の非常勤特別職である民生児童委員をもって充てているところではありますが、合併後においても、現在の2町村の民生児童委員がそのまま在職することとなりますことから、社会福祉委員としても、引き続き、在職していただくものであります。

22ページ、23ページにつきましては、「その他の特別職」としまして、13の特別職を記載しております。

選挙関係の特別職につきましては、忠類村で規定されております「投票管理者職務代理者」及び「開票管理者・選挙長職務代理者」について、農業委員会委員の選挙を想定して、新たに加えるほかは、幕別町の例によるものであります。

嘱託医師以下23ページの交通安全指導員までにつきましては、定数を現在の幕別町と忠類村の定数又は実員数の合計数とするほかは、幕別町の例によるものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受けいたします。

帰山委員。

委員（帰山孝夫） 23ページの行政区長の報酬のところ、ちょっとお伺いいたしたいと思います。

現状は行政と住民と協働して^{うんぬん}云々とか、かなり住民側の方にウエイトが置かれるような状況があるわけでありますが、原則として幕別町の例のよるということから、この行政区長の報酬について、均等割はほぼ倍になっておりますけれども、世帯割が減っていると。

ここら辺の根拠でなく論拠をお知らせいただきたいと思います。

議長（岡田和夫） 企画部会長。

企画部会長（羽磨知成） 公区長報酬の算出の根拠と申しますか、論拠のことです。

企画部会の中でも議論になったところがございますけども、現状におきまして、幕別町と忠類村の現行の報酬額でかなり大きな差異があるというところを認識いたしまして、調整に当たりましては、両町村のバランスをとること、また、公区運営費との兼ね合いも含めて何通りかの算出方式を試みましたが、結果として現行とは大きく金額が変わる公区もありますが、全体的なバランスでは、この案が妥当であろうということで、こうした額となりました。

例えば、2万5,000円の根拠若しくは世帯割800円の根拠ということになるかと思うのですが、幕別町の場合、昭和32年に行政区設置条例ができて、これに基づいて公区長が置かれておりますが、そのころからの報酬額が時代の^{すうせい}趨勢に合わせて変化してきて現代に至っているであろうということで、明確な算出基礎というものは特にはありません。

先ほど申し上げましたように、あくまでも調整方針の中では、現行の両町村に大きな差がある。その中で全体としてバランスをとったということでございます。

議長（岡田和夫） 帰山委員。

委員（帰山孝夫） 私どもの村では、ちょっと考えられないといいますが、私、幕別町の行政区の設置条例を見ておりませんのでわかりませんが、この区長のいわゆる公務、公からお金をもらう対象としての公務がどの程度になっているか、ちょっとつまびらかにしないで質問するのは全く不見識だと思うのですが、私どもの村では、やはり行政の内容を住民に知らせる、^{じょうい}上意下達といったら叱られるかもしれませんけれども、そういった情報の仲立ちといいますが、住民はこう考えているというものを具申する、行政が考えていることを住民に知らせることが一つの主な業務であったと思うのですよ。

ところが、私は、新聞報道でしか知りませんが、幕別町ではこの協働のま

ちづくり支援事業というのがありまして、それが、公区が対象だということを新聞で読んだものですから、そうすると、今までの区長さんの考え方と違って、何というか、来たものは知らせますよ、何か話あったら役場へ伝えてあげますよといった以外に、そしてそのメニューがどういう程度あるか知りませんが、なおざりにしておく隣でやったけども、うちは何でそれに乗らないのだというようなことになって、区長さんの業務範囲というのは非常に増えるのではないかとというような感じを持ったものですから。

そうすると、この幕別町の従来のこの均等割、世帯割というのが、今度改正になった。やってみると、その人数によっては増えるところもあるし、減るところもあるということになるのだと思うのですけども、区長さんの業務内容というのが、非常に大変だと思うものですから。

果たして、これが妥当であるかということは、前の額がそれで妥当だとすれば、これ上がったからいいのかなというような感じもしますけども、それでお伺いした次第であります。

それからもう1点。区長の、例えば、公務災害補償というようなことをもうちょっと関係してお伺いしたいと思うのですけれども、どの程度までが公務災害補償の対象になるのか、わかったらお知らせをいただきたいと思います。

議長（岡田和夫） 企画部会長。

企画部会長（羽磨知成） 1点目の公区長の業務範囲の拡大と申しますか、業務量の増大につきましては、確かに昨年の12月から協働のまちづくり支援事業を前倒して実施いたしまして、本年度から本格実施ということで、業務量が増えているところでもあります。

ただ、公区長の職務として、先ほど委員も申されましたように、町長に審議する、また、諮問に応じる、さらには町長の指示により行政区の事務を処理する。こういうことから、行政区の代表者として行政区の運営全般にわたり総理すると。その職務や職責に対する報酬という考え方です。

本町におきましても、かねてより議会におきましても、現行の中で一番多い報酬額が年額で40万円を超えるところもありました。果たしてその額が適切なのかというご指摘もありました。

また、本町の公区長会議におきまして、公区長報酬をもっと下げてもいいのではないかと。それと極端な人を言いますと、俺たちはボランティアでやっているのだと。公区長報酬はなくしてもいいというような意見も実際ございました。

こういう背景もありまして、それとその協働のまちづくり支援事業につきましては、各行政区の方で、その事業を行うための資金を今度は持たなければならないというようなこともございます。

そうした公区運営費と公区長報酬の全体の枠の中で、現実的にはこの改正案でい

きますと、公区長報酬を若干減らして、公区運営費の方を少し手厚くするというような全体バランスを図ったところであります。

2点目の、公務災害の関係でございますが、公区長がその立場としてその職務に当たっている場合の災害につきましては、公務災害の適用を受けるところであります。

議長（岡田和夫） 帰山委員。

委員（帰山孝夫） 例えば、区長会議というのが、確か前の取決めで年2回ということになっていたと思うのですけれども、そういうときに区長会議に招集されて出てきた、帰りしなにぶつかってどうのこうのというのは公務災害の対象になるとは私も思っていたのですけれども、例えば、今の支援事業か何かに乗るために、自分の受持ち町内を走って歩いて、今の時代ですから交通事故なしとはしないわけですが、そして、もし不幸にも災害に遭ったっていう場合には、区長という肩書で業務を遂行していたということで、公務災害の補償の対象になるのでしょうか。

議長（岡田和夫） 企画部会長。

企画部会長（羽磨知成） ケース・バイ・ケースによりますが、基本的にはそれは公区長としての職務である限り、公務災害の対象になります。

議長（岡田和夫） ほかございませんか。

齊藤委員。

委員（齊藤順教） 19ページの社会教育委員の関係でございますけれども、18年3月31日までは任期でありますから、現行どおり忠類村も幕別もいくのでありますけれども、4月1日から忠類地区からの委員を含めて15人以内とすると。こういうことでもありますけれども、これから高齢者がどんどん多くなっていく中で、やはり社会教育の委員の任務といえますか、高齢者学級であるとかいろんな形の中で、やはりこれは社会教育委員の活躍が求められる、これから大きな時代だと思っておりますね。

そういうことで、実質的にいくというと、忠類地区からの委員も含めて15人以内とするということにはなっていますけれども、実質的には幕別の15人以内と同じなのですよね。忠類の8人がまるっきりカットされていると。こういう形で、いわゆる忠類から何人になるかわかりませんが、幕別の方の現行の15人が仮に13なり12になるという形にならざるを得ない。そういうことの中で、次のページであります、19年の11月30日まで行う社会福祉委員というのですか、これは全員そのまま引っ張っているわけですね。

ですから、そういうことからすると、余りにもこれからの高齢者が増えてくる中で社会教育委員の人数をここできちっと絞り込んでしまうのはいかがなものかなと、こんなふうな考えをしているのですけれども、どんなことですか。

幹事会で決まったことが出たのだから。

議長（岡田和夫） 総務広報班長。

総務広報班長（飯田晴義） 附属機関の定数につきましては、前段、はじめの局長の提案説明の中でも申し上げましたとおり、まず基本的な考えを持ったということでありまして、そのよりどころとなりましたのは、執行機関ですね。これは教育委員でありますとか選管、公平委員、あるいは固定資産評価審査委員会等ありますけれども、これからのいわゆる執行機関がこの合併によって定数が増えないということでもあります。

編入合併でありますから、幕別町の委員はそのまま在任をすると。忠類村の委員の方については失職するという形になります。

いわゆる行政を執行する執行機関の委員の定数が変わらない中で、本来的に言いますと、その下にあります附属機関の委員というのは増やすべきでないのだろうということでもあります。

そのような中で、三つの附属機関につきましては、増やすべき課題、特段の事情がございましたことから定数を増やしたということでもあります。

いずれの附属機関につきましても、これは大事な機関であることは、これはもう誰もが認めるところかと思えます。そんな中で、今ありました社会教育委員につきましては、現行の幕別の15人の定数の中で、地域配分をする中で従来どおりの役目を果たしていけるのではなかろうかというような認識に立ったところでもあります。

それと、比較に出されました社会福祉委員につきましては、実は民生委員の方が両町村においてなっておられると。民生委員につきましては、都道府県知事が任命をするという形になっておりますので、これは今のところ、そのまま、現状のまま、幕別町53人、忠類村9人のままで移行するというようなことでございますので、これは新町においても引き続き福祉委員として委嘱させていただくという考え方でございます。

議長（岡田和夫） 齊藤委員。

委員（齊藤順教） 当然忠類の場合は、教育委員そのものが全部失職するわけですね。教育委員は現在3名でありますけれども、これは全部失職してしまうと。そうすると、まるっきり教育委員も現行の平成18年2月6日の合併時には失職ですから、空白の時期ができるのですよね。どうなるかわかりませんが。

そしたら、まるっきり忠類の方の教育委員が1人もいなくなるのですよ。そういう形の中で、住民としてみれば、教育委員がまるっきり3人も失職して何人も幕別のいわゆる教育委員会の中に入り込めない。そして社会教育の委員も、これは下部機関だから現行のままだもって増やすとかということではなくて、そこら辺のことを、バランスを考えていかなければ、住民は教育の関係でやっぱりいろいろと不安を持っている。

たまたま教育委員が失職になるときに、前にいろいろと教育委員と総務常任委員会ですらいろいろ懇談をした中で、空白の時期ができる。これはどうするのだという

ような意見も出ましたけども、これについては、一応言及しませんでしたけども。

そういう形のことをきちっとやっぱり踏まえて、この18年4月1日から、忠類も含めて15人以内ということになるのだから、仮に今言ったように、教育委員がまるっきりいなくなるのだから、せめて社会教育の中で、15人以内の中で、幕別も減らす、例えば、今言った、忠類から3人ととなれば、幕別12人になるわけでしょう。15人以内だから。そうすると、社会教育というものを、やはり大事にしなければならぬ。執行する執行者というのは町長でありますけれども、社会教育というものをきちっとやっぱり基盤を整備してやる、やはり町長さんというのは、町長さんは前の教育長さん上がりですから、そういうことで、決めるときに、いわゆる教育委員が全部失職するということまできちっと考慮に入れて考えたのかどうか。そこら辺きちっと、もう一度あれして、これ15人以内になっているからあれだけでも、そこら辺ひとつ、いわゆる加味してやっているのかどうかということをお伺いしたいです。本当に不安になるのですよ、これは。

議長(岡田和夫) 私の方からお答えさせていただきますけど、ご案内のとおり、教育委員は合併時において忠類村の教育委員さんは全員失職ということですよ。

もちろん教育委員は、幕別町は教育長含めて5人の教育委員がいるわけですけども、これはそれぞれ任期が違ってきますから、一遍に5人の任期満了ということにはなりませんので、その任期が満了したときに、次の教育委員をどうするかということをお話がありましたように、この5人の中に、忠類村からの教育委員さんが何人いればいいのかということは、今の段階ではわかりませんが、当然、そういったことも含めながら、今後の教育委員の選任には当たっていかねばならないだろうというふうに、私は思っております。

委員(齊藤順教) 一応教育委員の関係についても、それはあくまでもいわゆる執行者の町長の判断でいくわけですから、ですから、例えば、忠類にくるという保証も一つもないわけですからね。そういうことですから。

そういう中で、やはり今まで教育委員が3人いて、そして教育行政をずっと仕切っていて、そしてその中に、下部にいわゆる8人の社会教育委員がいて、そこで活動していたものが、今言った、15人以内となれば、私の考えでは、少なくとも忠類から社会教育委員として入るのは多くて2名、下手すれば1名だろうというふうに考えますよ。

そしたら、ないにも等しいものです。だから、そういうことの中で、教育委員の空白の時期がある。そこでもって暫定的に、これは永久にそうしろとは言いませんけれども、やはり少なくとも23年ぐらいまではどうするとか、そこら辺の配慮があってもよろしいのではないかと、こういうことを申し上げているのです。

議長(岡田和夫) 社会教育委員については、前段説明させていただきましたように、

15人以内というようなことでスタートをさせていただくということで、一応協議が整ったわけでありませけれども、今、おっしゃられるようなことで、いろんなご意見があって、実質15人でスタートした中で、いろいろなことが出てくれば、これは別に国の法律で決まっているわけではありませんので。十分、この後の協議の中で、さらに検討させていただければというふうに思います。

ほか、よろしいですか。

それでは、ほかにご意見がありませんので、調整結果報告第12号、「特別職の身分の取扱いについて」は、報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、調整結果報告第12号は、報告のとおり承認されました。

[調整結果報告第13号 使用料・手数料等の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第6、調整結果報告第13号、「使用料・手数料等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長(佐藤昌親) 調整結果報告第13号、「使用料・手数料等の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開きください。

第9回及び第14回協議会において決定されました調整方針のうち、「建築関係及び都市計画関係の手数料」につきまして、別紙のとおり、調整の結果をご報告いたします。

25ページをご覧ください。

建築関係の手数料につきましては、「合併時に再編する」となっておりましたが、平成17年4月に改正されました幕別町の手数料と同額とするものであります。

27ページをご覧ください。

都市計画関係手数料につきましては、「合併時に再編する」となっておりましたが、現行の幕別町の手数料と同額とするものであります。

なお、今回ご報告いたしました手数料につきましては、合併の有無にかかわらず、都市計画区域又は準都市計画区域内における建築物や開発行為、あるいは、一定の規模や構造等に該当する建築物が対象となりますことから、忠類村の区域におきましては、従来どおりの取扱いとなるものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 使用料・手数料の取扱いについての説明がありましたけれども、何かご意見はございますでしょうか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご意見がありませんので、調整結果報告第13号、「使用料・手数料等の取扱いについて」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、調整結果報告第13号は、報告のとおり承認されました。

[調整結果報告第14号 国民健康保険事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第7、調整結果報告第14号、「国民健康保険事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長(佐藤昌親) 調整結果報告第14号、「国民健康保険事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の32ページをお開きください。

第6回及び第14回協議会において決定されました調整方針のうち、「国民健康保険運営協議会」につきまして、別紙のとおり、調整の結果をご報告いたします。

33ページをご覧ください。

国民健康保険運営協議会につきましては、「合併時に再編する」となっておりますが、「特別職の身分の取扱い」の附属機関の中でもご説明いたしました「原則」のとおり、幕別町の現委員の任期中に限り、経過的に定数を増員することとするものであります。

具体的には、運営協議会の定数につきましては、国民健康保険法施行令の規定により、「被保険者代表」、「保険医又は保険薬剤師代表」、「公益代表」の三者の数が同数とならなければならないことから、平成19年6月30日までの間について、三者それぞれ1人ずつ増員し、定数を12人とし、増員分は忠類村の委員であった者の中から任命することとするものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見をお受けいたします。

ありませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がありませんので、調整結果報告第14号、「国民健康保険事業の取扱いについて」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、調整結果報告第14号は、報告のとおり承

認されました。

[調整結果報告第15号 介護保険事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第8、調整結果報告第15号、「介護保険事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長（佐藤昌親） 調整結果報告第15号、「介護保険事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の34ページをお開きください。

第10回及び第13回協議会において決定されました調整方針のうち、「介護保険利用者負担軽減制度の町村独自の制度」及び「居宅介護支援事業所」につきまして、別紙のとおり、調整の結果をご報告いたします。

35ページをご覧ください。

介護保険利用者負担軽減制度の町村独自の制度につきましては、「合併時に再編する」となっておりましたが、対象者数や財政負担のほか、新たな介護保険制度における該当者の対応状況などを考慮し、幕別町の現行の軽減措置事業に統合するものであります。

36ページをご覧ください。

居宅介護支援事業所につきましては、「合併時に再編する。」となっておりましたが、新町の事業所を現在の幕別町居宅介護支援事業所に統合するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、調整結果報告第15号、「介護保険事業の取扱いについて」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、調整結果報告第15号は、報告のとおり承認されました。

[調整結果報告第16号 児童福祉事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第9、調整結果報告第16号、「児童福祉事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長（佐藤昌親） 調整結果報告第16号、「児童福祉事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の37ページをお開きください。

第7回及び第14回協議会において決定されました調整方針のうち、「特別保育事業」につきまして、別紙のとおり、調整の結果をご報告いたします。

38ページをご覧ください。

特別保育事業につきましては、「事業内容について、合併時まで調整する。」となっておりましたが、このうち「地域子育て支援センター」につきましては、2町村にあります地域子育て支援センターの実施施設、実施日、事業内容を現行のとおり新町に引き継ぐこととするものでありますが、忠類村の事業内容のうち「ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供」と「家庭的保育を行う者への支援」につきましては、幕別町の「地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供」と実質的な内容に差異がないことから、表現を統一するものであります。

39ページの「一時保育」と40ページの「休日保育」につきましては、忠類村のみで実施している事業でありますので、現行のとおり新町に引き継ぐこととするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 児童福祉事業の取扱いについての説明が終わりました。ご意見等がございましたらお伺いいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がございませんので、調整結果報告第16号、「児童福祉事業の取扱いについて」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、調整結果報告第16号は、報告のとおり承認されました。

[調整結果報告第17号 下水道関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第10、調整結果報告第17号、「下水道関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長（佐藤昌親） 調整結果報告第17号、「下水道関係事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の41ページをお開きください。

第10回及び第14回協議会において決定されました調整方針のうち、「下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度」並びに「個別排水処理施設補助制度」につきまして、別紙のとおり、調整の結果をご報告いたします。

42ページをご覧ください。

下水道資金貸付制度につきましては、「合併時に再編する」となっておりますが、幕別町の制度の貸付対象に忠類村の「農業集落排水の処理区域」を加えるとともに、「貸付金の償還」を50カ月以内の元金均等であれば、1回当たりの償還金額に制限を設けないこととするものであります。

43ページをご覧ください。

個別排水処理施設資金貸付制度につきましては、「合併時に再編する」となっておりますが、幕別町の制度の貸付対象に「設置後1年以内の工事」という要件を加えるとともに、「貸付金の償還」を下水道同様、50カ月以内の元金均等であれば、1回当たりの償還金額に制限を設けないこととするものであります。

44ページをご覧ください。

個別排水処理施設補助制度につきましては、「幕別町の例を基準に、合併時に再編する。」となっておりますが、幕別町の制度の貸付対象に「設置後1年以内の工事」という要件を加えるものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受けいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、調整結果報告第17号、「下水道関係事業の取扱いについて」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、調整結果報告第17号は、報告のとおり承認されました。

[調整結果報告第18号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第11、調整結果報告第18号、「国際交流・広域交流事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局長。

局長（佐藤昌親） 調整結果報告第18号、「国際交流・広域交流事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の45ページをお開きください。

第7回及び第13回協議会において決定されました調整方針のうち、「友好姉妹町

村」、「町友^{ちやうゆう}」及び「その他の国内外交流事業」につきまして、別紙のとおり、調整の結果をご報告いたします。

46ページをご覧ください。

友好姉妹町村につきましては、「提携に至った経緯などを勘案し、合併時まで調整する」となっておりましたが、幕別町が友好町の盟約^{めいやく}を締結しております宮崎県東郷町が、平成18年2月25日に日向市に編入される予定となっておりますことから、双方の意向を確認の上、合併時に友好提携を解消とするものであります。

町友につきましては、「事業のあり方について、合併時まで調整する」となっておりましたが、現在、任命されている文化大使3人を新町に引き継ぐとするものであります。

47ページをご覧ください。

国内外交流事業のうち、「その他の国内外交流事業」につきましては、「新町の事業として合併時に再編する」となっておりましたが、現在、幕別町が実施しております47ページの「中学生海外研修派遣事業」と48ページの「中学生国内研修派遣事業」につきましては、時の事情で派遣先が変わることがありましても、事業といたしましては、将来を担う人材育成という重要な事業に位置付けられますことから、それぞれ派遣人員を2人増員して実施することとするものであります。

また、このほかの事業につきましては、現行のとおり実施することとするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、調整結果報告第18号、「国際交流・広域交流事業の取扱いについて」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、調整結果報告第18号は、報告のとおり承認されました。

[第21回協議会の開催期日について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第12、「第21回協議会の開催日について」は、10月21日、金曜日、午後2時から、幕別町民会館において開催をいたします。

後日、文書をもって、ご案内申し上げますので、よろしく願いをいたします。

この際でありますから、委員の皆さま方から何かご意見等がございましたら、お受けいたしたいと思いますが、ございませんでしょうか。

よろしいですか。
(なしの声あり)

[閉会]

議長(岡田和夫) これで本日の日程は、すべて終了をいたしました。
以上をもちまして、第20回幕別町・忠類村合併協議会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

15:50 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成17年 9月 9日

議長(会長) 岡田 和夫

署名委員 瀬上 良明

署名委員 吉村 学